

## 令和7年第7回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和7年12月8日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第7号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第8号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第9号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第71号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第72号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第73号 出雲崎町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第74号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第75号 出雲崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第11 議案第76号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第77号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第78号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第79号 出雲崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第80号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第16 議案第81号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第17 議案第82号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第18 議案第83号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第19 議案第84号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第85号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第 2 1 議案第 8 6 号 令和 7 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 第 2 2 議案第 8 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
  - 第 2 3 発委第 6 号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	和田一幸	2番	小林明日香
3番	宮下孝幸	4番	中野勝正
5番	高桑佳子	6番	小林玲子
7番	北谷三樹	8番	島明日香
9番	石川豊	10番	高橋速円

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	河野照郎
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	坂爪成丞

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（高橋速円） ただいまから令和7年第7回出雲崎町議会定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

- 議長（高橋速円） 議会運営委員長から、11月10日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（高橋速円） 本日の日程、議事日程第1号のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（高橋速円） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、北谷三樹議員及び8番、島明日香議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（高橋速円） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの5日間に決定しました。

---

◎議会報告第7号 陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（高橋速円） 日程第3、議会報告第7号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

---

◎議会報告第8号 諸般の報告について

- 議長（高橋速円） 日程第4、議会報告第8号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりに提出がありました。

次に、私が去る11月12日、第69回町村議会議長会全国大会に出席してまいりましたので、お手元にお配りいたしましたとおりに報告いたします。

次に、議員派遣の結果について報告します。石川豊議員より、去る9月24日から9月26日に実施しました行政視察について、お手元に配りました報告書のとおり提出がありました。

次に、島明日香議員より、去る10月29日に開催された第46回町村議会広報研修会について、お手元に配りましたとおりに報告書の提出がありました。

次に、石川豊議員より、去る10月30日に開催された新潟県町村自治に関する研修会について、また去る11月26日に開催された町村議会議員研修会について、お手元に配りました報告書のとおり提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議会報告第9号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（高橋速円） 日程第5、議会報告第9号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員会が行った所管調査について、会議規則第77条の規定により、その経過と結果についてご報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました事件名、学校教育問題についてですが、去る11月17日に現地調査を行いました。説明員として、曾根教育長、吉岡教育課長から出席を得て、各校で学校長から学校経営方針と児童生徒の様子など現状についての説明を受け、施設及び授業見学を実施いたしました。

まず、出雲崎小学校についてご報告します。子どもたちは、おおむねいじめなどのトラブルはなく、学校生活を送っています。不登校傾向の児童もおりますが、スクールカウンセラーからも対応してもらい、関係づくりを切らさないように努めているとのことでした。学校としては、自立と共生を基軸とした教育目標達成のため、重点目標に、自分を大切に、他者を大切に、自尊感情を育てるインクルーシブ教育を基盤とし、社会の多様な変化に対応して、子どもたちが将来生きていくための大切な力を養うため、チームで取り組み、チームで支えるとしています。達成のために豊かな体験の場を設定し、情報の発信を積極的に進め、開かれた学校として保護者や地域住民を巻き込みながら地域ぐるみで子どもたちを見守っていく変わらない姿勢に好感を覚えました。

また、教職員の働き方については、個人差はあるものの残業の多い職員もおり、校務分掌の見直し、工夫をはじめ、年休が取りやすい環境づくりをし、生活と仕事のバランスを保つよう配慮を行っています。

次に、校内の見学では、ユニバーサルデザインを意識したよりよい学習環境を整備されており、ほとんどの教室に町加配の教育補助員、介助員が配置されており、個に応じた支援が可能な人的配慮について、町に対して感謝をされていました。

また、町派遣スクールカウンセラー、町派遣特別支援コーディネーターとの連携がしっかりと取られています。そして、子育て支援センターきらりには、特に家庭との連携において大変助けられているとのことでした。

学校施設見学で改修改善の必要があると思われた2点について報告いたします。既に教育課で検討済みの案件です。

1、体育館の照明が切れている箇所があるが、修繕には足場を組まなければならない、大きな改修になるとのこと。補助照明を検討してはどうかという意見がありました。

2、タブレット端末使用の際のWi-Fi環境が不安定なことがあるため、改善が必要だが、対応中とのことでした。小学校については以上です。

次に、出雲崎中学校について報告いたします。学校経営方針については、ふるさと出雲崎に根づく心耕の精神から、たくましい実践を通して豊かな心を醸成するとしています。特に自ら考えて判断し、行動することで身につく自律の心を大切にしていると話がありました。また、小学校5、6年生と一緒に縦割りグループを取り入れ、生徒会が中心となつてのいじめゼロスクール、新潟大学の先生や学生を招いてのランチキャンパス、さらに出雲崎高校と合同での思いやりライトアクションなど、ほかにも地域との交流を意識して活動の場を大きく広げた体験学習を進めています。

学力面では、国語、数学ともに県平均を上回っているとのことでした。また、小学校と同様に教育補助員、介助員の手厚い配置で、TTや少人数の個別の支援が可能で、町に感謝をされておりました。

小学校と同様に、職員の働き方改革について質問が出ました。休日の地域部活動移行は軌道に乗ってきていますが、平日の部活動については担当教員に時間的な負担がかかっていることや生徒の帰宅時間が遅くなり、危険であることもあるため、来年度時間を見直す方向で検討しているということでした。

学校施設については、強い改善の要望はなく、小学校同様にWi-Fi環境を対応中とのことでした。中学校については以上です。

定例の現地視察でしたが、小学校、中学校ともに町の支援に感謝し、子どもたちのために頑張りたいと、そういう思いを感じ取ることができました。総務文教常任委員会としてもこの貴重な機会を捉えて、学校現場や行政と協力しながら、また地域の皆様と共に出雲崎町の子どもたちの教育環境の整備、改善にさらに努めてまいりたいと考えています。

以上、総務文教常任委員会、閉会中の事務調査報告といたします。

○議長（高橋速円） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

---

◎議案第71号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第6、議案第71号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第71号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、地方公共団体の情報システムの標準化等に伴い、印鑑登録事務に係る標準化を実施するため、印鑑登録原票について印影を含め、磁気ディスクをもって調製するものとするものです。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第72号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第74号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第7、議案第72号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第73号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第74号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上3議案を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第72号から議案第74号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第72号につきましてご説明いたします。このたびの条例改正は、令和7年人事院勧告並びに新潟県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するものです。一般職につきまして、初任給を含む若年層に重点を置いて給料月額を引き上げ、並びに期末手当及び勤勉手当を年間で0.025か月分引き上げるものです。これらの実施期間は、給料につきましては本年4月から、期末手当及び勤勉手当につきましては本年12月期から適用するものです。また、通勤手当及び宿日直手当を国に準拠して、所要の改定をするものです。

次に、議案第73号につきましてご説明をいたします。常勤の特別職の給与を改定するものです。このたび常勤の特別職の給与につきまして、人事院勧告の指定職職員の取扱いに準じて、令和7年12月期から期末手当を0.05か月分引き上げる内容となっております。

次に、議案第74号につきましてご説明をいたします。会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当につきましては、人事院勧告の再任用職員の期末手当及び勤勉手当率の改定割合と同じ0.025か月分を年間で引き上げるものです。また、給与改定の実施期間等の取扱いに関する規定を追加するものです。

以上となります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

定例会資料の7ページをご覧ください。町職員の給料改定は、人事院勧告及び新潟県人事委員会

勧告を踏まえて行っております。

改定内容の（１）の一般職の再任用職員以外及び（２）の再任用職員につきましては、町長が説明したとおり、給料月額と期末手当及び勤勉手当を引き上げております。なお、期末手当及び勤勉手当につきましては、今年度は12月期に0.025か月分を引き上げ、令和8年度からは6月期と12月期にそれぞれ0.0125か月分を引き上げる内容となります。

次に、8ページをご覧ください。（３）、特別職につきましては、期末手当を0.05か月分引き上げ、（４）、会計年度任用職員につきましては、期末手当及び勤勉手当を0.025か月分引き上げております。

また、その他として、通勤手当及び宿日直手当を国に準拠して改定するものであり、通勤手当については10キロ以上の金額を引き上げるとともに、令和8年度からは100キロ以上を上限とする新たな距離区分を追加いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。

最初に、議案第72号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第73号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第74号の質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） お聞きします。

資料の8ページの中で、その他の中の②の宿日直手当等の見直しで計上されておるのですが、今までは過去には宿直等があったわけですが、今現在警備のほうに委託しているような感じで、これが適用されているのかどうか、説明をよろしくお願ひします。

○議長（高橋速円） 今の74……ちょっと待ってください。ちょっと休憩します。

（午前 9時48分）

---

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き質疑を続行します。

（午前 9時48分）

---

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） ただいま中野議員からご質問がありました資料8ページの2のその他の通勤手当、それから宿日直手当の見直しにつきましては、議案第72号の出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容になりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋速円） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号、議案第73号、議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、議案第73号、議案第74号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

最初に、議案第72号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第73号の討論を行います。議案第73号の討論についてありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで議案第73号の討論を終わります。

次に、議案第74号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで議案第74号の討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第72号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に……

〔「ちょっと休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（高橋速円） ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時53分）

---

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時04分）

---

◎議案第75号 出雲崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第10、議案第75号 出雲崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第75号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭を対象に、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度、乳児等通園支援事業、誰でも通園制度が創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新

たな給付として実施をされます。事業を実施するためには、設備及び運営に関する基準について国が定める基準を基に条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 補足説明をさせていただきます。

本条例制定の趣旨は、町長の提案理由のとおりでございます。

条例の条文をご覧いただきたいと思います。まず、目次として、本条例は第1章、総則、第2章、乳児等通園支援事業、第3章、雑則及び附則から成る29の条文で構成されております。

条例の主なものとしまして、第2条から第5条では最低基準の目的、最低基準の向上、乳児等通園支援事業者の責務及び一般原則について定めるものであります。

第20条では、乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2つの区分として定めるものであります。

第21条から第23条では、一般型乳児等通園支援事業所の設備、職員の配置基準及び特例について定めるものであります。

第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について定めるものであります。本町では、施設改修などを行わず、既存の施設で実施できるよう、余裕活用型乳児等通園支援事業での実施を検討しているところでございます。

附則では、この条例の施行期日を令和8年4月1日からとするものであり、準備行為として設備及び運営に係る必要な準備事項については、施行日前に行うことができるとするものであります。

また、条例の概要につきましては、補足説明資料の9ページをご覧いただきたいと思っております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、石川議員。

○9番（石川 豊） 今ほどの説明でもう一回ちょっとお聞きしたいのですが、一般型乳児等通園支援事業、それから当町はこっちのほうだというのですけれど、余裕活用型乳児等通園支援事業、何が違うのでしょうか、お願いします。

○議長（高橋速円） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 石川議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、一般型につきましては、保育所等とは別に定員を設定し、専用スペースを設けないというもので専任職員を配置するものというものです。それとあと、保育所等とは別に定員を設定し、専用スペースを設けるということで専任職員を配置するというところの2点がこの一般型というところ

ろでございます。

もう一方の余裕活用型でありますけれども、保育所等、うちでいう小木之城保育園、それから出雲崎こども園でございますけれども、こちらの保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う、既存の配置職員で対応していくというものでございますので、当町といたしましては余裕活用型を検討しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 現在、空き定員はどれぐらいあるのでしょうか、ちなみに。

○議長（高橋速円） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 両園につきましては認可定数が60人となっているのですが、今利用定員を自治体で定めることができますのですけれども、今現在ちょっと変動等がございますので、もしできましたら、明日またご説明させていただければありがたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により社会産業常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第76号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第77号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第78号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第11、議案第76号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第77号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第78号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、以上3議案を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第76号から議案第78号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、児童福祉法の一部改正に伴い、国の基準に合わせるための改正でございます。

初めに、議案第76号についてご説明をいたします。この改正の主な内容は、虐待等の禁止に係る引用条文の条ずれの修正及び規定を追加するものであります。

次に、議案第77号についてご説明をいたします。この改正の主な内容は、虐待等の禁止に係る引用条文の条ずれの修正、利用開始時の利用乳幼児に対する健康診断実施義務の緩和に係る規定の追加、地域限定保育士制度の一般制度化に係る規定を追加するものであります。

次に、議案第78号についてご説明をいたします。この改正の主な内容は、虐待等の禁止に係る引用条文の条ずれの修正、地域限定保育士制度の一般制度化に係る規定を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 補足説明をさせていただきます。

本条例改正の趣旨は、町長の提案理由のとおりでございます。

議案第76号では、国の基準に合わせての改正でありまして、第25条では虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、引用条文を修正するものであります。また、認定こども園等における入園児虐待に当たる行為に関する引用条文を追加するものであります。

この条例は、公布の日から施行いたします。

議案第77号では、これも国の基準に合わせての改正でありまして、第12条では同様に虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に項が新設がされたことに伴い、引用条文を修正するものであります。

第17条では、利用する乳幼児に対して実施が義務づけられている健康診断について、市町村が行う乳幼児健康診断に相当すると認められる場合は、健康診断の全部または一部を行わないことができる規定を追加するものであります。

第23条からこちら47条では、保育人材確保のため、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、事業所等に配置しなければならない保育士について地域限定保育士を追加するものであります。

附則の第10条では、文言を修正するものであります。

なお、本町では現在該当する事業所はございません。

この条例は、公布の日から施行いたします。

議案第78号では、国の基準に合わせての改正であります。第10条では、地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、地域限定保育士を追加するものあります。

第12条では、同様に虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に項が新設されたことに伴い、引用条文を修正するものであります。

この条例は、公布の日から施行いたします。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。

最初に、議案第76号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第77号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第78号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号、議案第77号、議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、議案第77号、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

最初に、議案第76号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第77号の討論を行います。議案第77号の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第78号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第76号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第79号 出雲崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第14、議案第79号 出雲崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第79号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、林野火災に関する注意報が発令された場合の規定を追加するほか、

防災気象情報の用語及び消防長の名称を改めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第80号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更について

○議長（高橋速円） 日程第15、議案第80号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第80号につきましてご説明を申し上げます。

このたび村上市及び南魚沼市から採用試験及び昇任試験に関する共同処理事務について脱退したいとの申出があったため、新潟県市町村総合事務組合の規約を変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第81号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（高橋速円） 日程第16、議案第81号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第81号につきましてご説明を申し上げます。

このたび長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で締結している公共施設の相互利用に関する協定について、長岡市与板地域交流拠点施設が令和8年1月1月から追加されることに伴い、変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

変更の内容は、町長の説明のとおりです。

長岡市与板地域交流拠点施設は、与板支所とコミュニティセンターの機能を集約した施設であり、令和8年1月13日にオープンします。多目的ホールや交流スペース、図書、学習スペースなど複数の機能を備えた施設となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第82号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（高橋速円） 日程第17、議案第82号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第82号につきましてご説明を申し上げます。

このたび柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の間で締結している公の施設の相互利用に関する協定書について、柏崎市西山テニスコートが施設の老朽化により、令和8年3月31日をもって廃止されることに伴い、変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〔「ちょっと休憩もらっていいですか」の声あり〕

○議長（高橋速円） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時28分）

---

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時29分）

---

◎議案第83号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋速円） 日程第18、議案第83号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第83号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正を行っております。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。歳出予算の主なものを申し上げます。2款総務費、1項7目企画費では、地方創生関係予算と町路線バスキャッシュレス決済導入事業負担金を計上いたしました。

9目情報管理費では、第5次L G W A N回線の移行に伴う回線開設費及び設定作業費を計上いたしました。

3款民生費、2項2目児童措置費では、被用者及び非被用者児童手当を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、中山間地域等直接支払交付金を計上いたしました。

4目農地費では、県小竹地区ため池修繕工事を計上いたしました。

8款土木費、2項4目橋りょう維持費では、橋りょう修繕工事設計業務委託料を計上いたしました。

9款消防費、1項3目消防施設費では、防火水槽設置箇所地質調査業務委託料を計上いたしました。

10款教育費、3項3目学校給食費では、スチームオープン購入費を計上いたしました。

5項2目体育施設費では、町民体育館西面漏水防止工事を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。1款町税では、コンビニの閉店に伴い、町たばこ税を減額いたしました。

11款地方交付税では、普通分を全額計上いたしました。

16款国庫支出金及び17款県支出金では、決算見込みにより所要の補正をしております。

18款財産収入では、除雪車等の売払収入を追加いたしました。

20款繰入金では、財政調整基金繰入れを減額いたしました。

23款町債では、決算見込みにより所要の補正をしております。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,799万円を追加し、予算総額を38億6,217万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

歳出予算からお願いいたします。377ページ、2款総務費、1項7目企画費です。7節及び8節は、7月からお世話になっております元内閣参事官の大津俊哉様からのご紹介いただき講師の方の謝礼や旅費を計上するものです。18節は、越後交通が路線バスに設置するキャッシュレス決済端末の導入費用を沿線自治体で負担するものであり、令和8年3月から利用開始の予定です。

9目情報管理費です。13節、L o G oフォームにつきましては、民間事業者が提供する自治体専用の電子申請システムであり、間もなく無料トライアルの期限を迎えることから、引き続き利用するために計上するものです。

381ページをお願いいたします。3款民生費、2項2目児童措置費です。19節は、算定児童数の確定や被用者、非被用者の区分の変更による児童手当の追加となります。

383ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費です。18節、中山間地域等直接支払交付金は、新規農地の追加及び加算措置事業の新規取組により追加となります。

4目農地費、14節、県小竹地区ため池修繕工事は、漏水のため遮水シートの補修を行うものであり、歳入のほうにおいて地元分担金と県補助金を計上しております。

385ページをお願いいたします。8款土木費、2項4目橋りょう維持費です。橋りょう修繕工事設計業務委託料は、稲川地内の矢郷橋のP C B除去及び塗装塗り替え工事を施工するに伴い、追加するものです。

9款消防費、1項3目消防施設費です。防火水槽設置箇所地質調査業務委託料は、船橋地内のやすらぎの里の建設地と、それから沢田地内の2か所のボーリング調査を行うものです。

387ページをお願いいたします。10款教育費、3項3目学校給食費の17節、中学校のスチームオーブンが経年劣化により不具合が生じていることから、入替えを行うものです。

389ページをお願いいたします。5項2目体育施設費です。町民体育館では、野球場側からの雨水の引込みによりまして、館内において漏水が発生していることから、防水工事を施工するものです。

続きまして、歳入予算についてです。375ページをお願いいたします。20款繰入金、財政調整基金繰入金です。地方交付税留保分を予算化したことによりまして、繰入金の減額となります。12月補正後の財政調整基金繰入れ予算額は1億5,961万2,000円となり、令和7年度末の現在高は22億2,291万9,000円となる予定です。

補足は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ございませんか。

9番、石川議員。

○9番（石川 豊） ページは377ページでございます。ちょっとお聞かせいただきたいのですが、5目財産管理費の16節ですか、公有財産購入費ということで土地購入費で8万円の計上があるのです

けど、これどこを指しているのでしょうか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 場所につきましては、尼瀬の稲荷町の今消防の資機材倉庫がある、その隣接地といえますか、そこになります。今回土地の購入に当たりましては、県のほうが差押えの土地として持っていた差押えの土地を県から今回購入するものになります。何回か公売を県のほうで企画したのですが、実際に応募がなかったということで、場所としては先ほど言ったように、町の所有の土地と隣接しておりますので、今後有効に使えるということで県のほうからの要望もありましたので、今回購入をさせていただくものです。

以上になります。

○議長（高橋速円） ほかにございませんか。

5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） お願いいたします。377ページ、2款総務費で町路線バスキャッシュレス決済導入事業負担金というのがありますけれども、これ説明もありましたが、資料のほうにはキャッシュレス決済の種類はクレジットカードのタッチ決済のみ対応というふうに記載をされているのですが、スマホ決済というのは導入されないのでしょうか、今回。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 今回越後交通のほうから最初にお話をいただいたときに、我々もクレジットカード以外のICカードとか、スマホ関係の決済とか、そういったのを要望もしたのですが、それにすると事業費が何倍にも膨らむということで、今回はクレジットカードのみの利用の導入を導入手続きということになっております。

以上です。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 分かりました。

ただ、もう既にいろんなところでスマホやペイペイみたいなもの、あいうもののキャッシュレス決済は進んでいるのですが、全然交渉の段階で見込みみたいなものは話がなかったのでしょうか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 最初にお話をいただいた段階では、なかなか難しいという返事はいただいております。

以上です。

○議長（高橋速円） 8番、島議員。

○8番（島 明日香） 2点あります。1点目は、今の高桑議員と同じ箇所になります。先ほどの総務課長の説明にもありましたが、沿線自治体で負担するということでしたが、長岡市と出雲崎町と越後交通のほうでも負担をされるのか、その負担割合をお聞かせください。

2点目は、383ページの6款1項3目18節、町農作物渇水対策事業補助金減とありますが、この減は県の補助金等の関係での減になるのでしょうか、教えてください。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 今回事業費全体で9,000万円ほどということで越後交通からはお話をいただいております。その内訳としましては、国が3分の1、県が3分の1、事業者が3分の1ということで、事業者負担分の3,000万円に対しまして長岡市、柏崎市、小千谷市、刈羽村、そして出雲崎町とで負担金を支払うということになります。各市町村の内訳としましては、長岡市が500万円、柏崎市が116万円、小千谷市が128万円、刈羽村が34万円、出雲崎町も34万円ということで、その残りが事業者負担ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 島議員さんのご質問の2つ目でございます。渇水対策事業補助金についてでございます。概要でございますけれども、本件については17件、今回申請がございまして、県の補助事業につきましては、町が対象となる県の要綱上、対象となる事業費、町が補助金として出したその2分の1が県の対象事業費ですよというふうな内容で今事業が進められておりました。

渇水の状態というのが8月の6日だったかな、の月上旬の段階で出したということなので、今後それ以上今回成立させた要綱が使われる見込みがないということですので、今回申請をされたもので締め切ったというような状況でもって進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 385ページをお願いいたします。5項住宅費なのですけれども、委託料の宣伝広告業務委託料の追加なのですけれども、委託料の追加って具体的にどういう項目であるかをお教えいただけるといいと思います。お願いします。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 宣伝広告業務委託料の追加の内容でございますけれども、やまや団地の分譲の案内看板が352と116の交差点の付近、それから352をトンネル方向に進んでいった小釜谷地内のところで2枚ございますが、やまや団地は分譲はもう完了しておりますので、あの盤面を使いまして、ひまわりハウス募集中でございますというふうな盤面に変更する費用でございます。

○議長（高橋速円） ほかにありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 377ページの7目7節報償費、地方創生関係講師謝礼なのですけれども、私、町長から大津氏は手弁当で来ているとお伺いしていたので、これは実際には大津さん以外に支払われている金額でよろしいのでしょうか。もしお支払いされている方がいれば、私ちょっと存じ上げ

ないので、どなたなのか教えていただけますか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明でも説明いたしましたが、この講師謝礼につきましては、大津さんからご紹介をいただく講師の方の一応謝礼になります。今後もまた何人か紹介いただく可能性も十分ありますので、そういう意味で今回予算を取らせていただいております。

ただ、大津さんから7月からお世話になっておりますが、10月ぐらいでしたか、全国的に地方再生のプロデューサーとしてリノベーションまちづくりに貢献されている清水義次さんという方を紹介いただいて、10月の末に実際に出雲崎町のほうにおいでいただいて、その後、町に対して提案書をいただいたりしています。その方については、急だったもので、既設の予算を流用してお支払いはしておりますけども、その後はちょっと講師にお支払いしたケースはございません。小林議員おっしゃったように、大津さんは全て無料で対応していただいているところであります。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第83号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

号) について

○議長（高橋速円） 日程第19、議案第84号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第84号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款総務費は、人件費関係で6,000円を追加し、また2款保険給付費は、実績込みにより出産育児一時金を100万円減額いたしました。

また、5款基金積立金については、2,438万3,000円を追加して国保財政調整基金に積み立てるほか、7款諸支出金に前年度分保険給付費等交付金返還金137万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算では、8款繰入金は34万3,000円を交付見込み等により減額し、9款繰越金は2,510万6,000円を追加いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ2,476万3,000円を追加し、予算総額を5億6,017万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書403ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費として職員共済組合負担金6,000円を追加し、また2款保険給付費の出産育児一時金につきましては、出生者数の見込みにより100万円を減額いたしました。

5款基金積立金では、国保財政調整基金に2,438万3,000円を積立ていたしまして、これによりまして同基金の年度末現在高は1億8,000万2,000円となる見込みでございます。

また、7款諸支出金につきましては、前年度分の保険給付費の精算分として保険給付費等交付金返還金137万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入におきましては、401ページでございまして、8款繰入金は交付申請及び実績見込みにより計上いたしております。

また、9款繰越金におきましては、前年度繰越金を追加いたしました。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第85号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
について

○議長（高橋速円） 日程第20、議案第85号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第85号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款総務費は人件費関係等180万円を追加し、4款地域支援事業費は事業の性質により科目更正を行いました。

一方、歳入予算では、3款国庫支出金に59万円、7款繰入金に121万円をそれぞれ追加いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ180万円を追加し、予算総額を7億248万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書413ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費は人件費関係及び今年度税制改正に伴い、第1号保険料の標準段階に係る基準の見直しに対応するためのシステム改修費を追加しております。また、あわせて訪問調査員報償と申請件数の増加により所要額を追加し、4款地域支援事業費は地域資源マップを作成するに当たり、業務の性質により委託料へ組替えを行っております。

一方、歳入におきましては、411ページでございます。3款国庫支出金はシステム改修により、7款繰入金は職員給与費等繰入金をそれぞれ追加いたしました。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第86号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（高橋速円） 日程第21、議案第86号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(仙海直樹) ただいま上程されました議案第86号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、3款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合が当初試算した見込みより保険料軽減対象者が減少したことにより197万9,000円を減額し、一方、歳入予算では、3款繰入金と同額減額いたしました。

これによりまして、今回の補正では歳入歳出からそれぞれ197万9,000円を減額し、予算総額を7,451万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(高橋速円) 補足説明がありましたら、これを許します。

[「ありません」の声あり]

○議長(高橋速円) これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋速円) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(高橋速円) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋速円) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(高橋速円) 起立全員です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（高橋速円） 日程第22、議案第87号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第87号につきましてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の名地弘子委員におかれましては、令和8年3月31日をもって任期満了となります。  
後任候補者の推薦につきまして、新潟地方法務局長から依頼がありましたので、現在積極的に人権  
擁護活動に取り組んでおられる名地弘子委員を再度法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第  
6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は3年でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第39条第3項の規定によ  
り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この議案第87号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第87号は原案のとおり適任と認めることに決定されました。

---

◎発委第6号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一  
部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第23、発委第6号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、3番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま上程されました発委第6号について、その提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、出雲崎町議会議員の期末手当の率を改定するものであり、さきに可決をいたしました議案第73号の出雲崎町特別職の職員で常勤職のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、令和7年12月期から出雲崎町議会議員の期末手当の率を0.05か月分引き上げるものであります。

議員各位にはよろしくご審議賜り、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発委第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋速円） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時06分）